

特集3

知っておきたい 未成年者契約の取消し

高木 篤夫 Takagi Atsuo 弁護士

ひかり総合法律事務所。日本弁護士連合会消費者問題対策委員会に所属。経済産業省「電子商取引及び情報取引等に関する準則」改訂案作業部会メンバー（起草者）。共著「電子商取引法」（勁草書房）等。



はじめに



人は成年になるまでは、未成年者として法律で保護されています。未成年者でも大学に入ったり就職したりして社会的にも経済的にも活動範囲が広がるといろいろな契約を締結する場面が生じます。また、いろいろな勧誘を受けて不必要に大きな買い物をしてしまうことも少なくありません。民法は、未成年者が契約をした場合、その契約を原則として取り消すことができるようにしている一方で取り消せない例外も定めています。

未成年者の 契約についての原則



民法では、20歳以上が成年とされ（民法* 4条）、未成年者は「制限行為能力者」として単独で有効に契約を締結することはできません。すなわち未成年者は、その法定代理人の同意を得なければ単独で有効に契約をすることができません（5条1項）。法定代理人の同意を得ないで締結した契約は取り消すことができるものとされています（5条2項）。

法定代理人は、通常は親権者（父および母）を指しますから、未成年者が契約の当事者として有効に契約をするためには、法定代理人である両親の同意を得て自ら契約をするか、両親が未成年者に代わって（代理して）契約する必要があります。

* 以下、断りのない場合は、民法の条文を指す。

ります。未成年者は、社会的に未成熟で経験が不十分で適切な判断ができない危険があるため、法律で保護すべきものと考えられているからです。

未成年者契約が 取り消せない場合①



未成年者の行為が常に取り消せるということになれば、未成年者との契約は不安定なものとなるので契約の相手方は未成年者と契約することを躊躇せざるを得なくなります。そうすると未成年者が社会生活をするうえで必要な契約をしてもらえず、不都合が生じてしまうことにもなりかねません。そこで、民法は例外として取り消せない行為を定め、未成年者の保護が欠けることがない範囲では有効に契約できるようにしました。

(1) 法定代理人の同意を得た契約

未成年者が法定代理人の同意を得て契約をしたときは、取り消すことはできません（5条1項、2項）。法定代理人の同意を得ないまま契約しても、契約後に法定代理人が同意を与えたときには追認したことになってやはり取り消しはできません（122条）。

(2) 単に権利を得、義務を免れる行為

未成年者が単に権利を得、または義務を免れる契約も取り消せません（5条1項但し書）。このような契約は未成年者にとって有利にはなっても、不利益になることはないからです。

(3) 自由財産の処分

法定代理人が「目的を定めて」処分を許した財産に関しては、未成年者がその目的のために単独で契約しても取り消すことはできません。文房具を買うようにと親から渡されたお金で文房具を買うような場合です。

また、「目的を定めないで処分を許した財産」を処分する契約も取り消せません(5条3項)。親から子どもにお小遣いとして与えられた金銭は通常はこれに当たります。

(4) 許可された営業に関する行為

法定代理人に営業を許された未成年者の営業に関する行為も取り消すことはできません(6条1項)。法定代理人から未成年者が独立して営業を許されることがありますが、独立して営業を許可した以上は営業に関係する取引が単独でできないと、営業を許可された意味がなくなるからです。営業は営利目的の独立の計画的・継続的事業を指します。未成年者が仕事をしていても他人に雇われるなど独立して営業していなければ仕事に関する行為でも取り消しができます。

(5) 婚姻した未成年者の行為

未成年者が婚姻している場合には、成年と見なされるので(753条)、未成年を理由として取り消すことはできなくなります。婚姻によって新たな経済単位の担当者となることと婚姻の独立性を阻害するおそれがあることから、婚姻を保護するために有効に契約ができるようにしたものです。

未成年者契約が 取り消せない場合②



未成年者との契約が取り消せるものとする、未成年者と取引をしようとする者は、多くの場合、法定代理人の同意がなければ取り消されることを覚悟して契約しなければなりませんし、取消権が存続する間、契約の効力は不確定なものとなり契約の相手方が不測の損害を被るおそれがあります。民法は取引の安全を多少損なっ

ても未成年者を保護する原則を設けていますが、未成年者と取引をした相手方を保護する必要もあるので、その調和をとる制度を設けています。

(1) 未成年者が詐術を行った場合

行為能力者であることを信じさせるために「詐術」を用いた場合には契約を取り消すことができません(21条)。未成年者が自ら行為能力があるように振る舞って相手方に未成年者でないと信じ込ませた場合まで未成年者を保護することは適当ではないと考えたからです。

判例は、単なる黙秘は詐術にならないが、制限行為能力者であることを黙秘していた場合でも、それが制限行為能力者の他の言動などと相まって、相手方を誤信させ、または誤信を強めたと認められるときは詐術に当たるという基準を採用しています。

この判例は、成年後見制度ができる以前、浪費を理由とする準禁治産者の事案についての判決であること(現在は浪費を理由として行為能力を制限することはなくなりました)、裁判で詐術について問題になった事案の多くは浪費家の準禁治産者についての事案であったことから、外見上行為能力者と異なる制限行為能力者については制限行為能力者よりも取引の安全を保護しようとして詐術の要件を緩やかに解するようになってきたものと理解できます。そこで未成年者については保護の要請が強いので詐術に当たるかどうかについてはより慎重に検討すべきという考えもあります。

未成年者について考えると、未成年者には判断能力の未熟さがあるといえますが、能力の未熟さということは軽率に行動するというこも意味します。未成年者は成長して将来社会の独立した構成員になる途上の者であり、そのような軽率・未熟な者である未成年者を保護しているという考え方により、民法は未成年者の保護を与えています。契約の相手方は未成年者であるかに十分注意を払うべきものとして詐術に該当するかを慎重に判断すべきともいえます。

また契約内容が複雑であったり代金が高額で

あれば、契約についての判断能力もそれだけ高く要求されますので、年齢によっても判断能力の高低があり、個人的な差異も考えられることから、個別具体的な取引ごとに詐術をする能力があるのかということも考慮に入れるべきです。

相手方の認識としても、18~19歳のような成年に近い年齢の場合と小学生などでは外見上未成年者か否かの判別の容易さが異なりますし、非対面取引の場合には、外見などで未成年者かどうかを判断することさえできません。現在は取引の相手方の属性の認識は基本的に取引をする本人の申告によらざるを得ません。電子商取引での契約締結の利便性に伴うリスクをどちらが負うのが公平かということも問題となります。詐術があったかどうかの判断は、このように未成年者が単に虚偽の申告をしたということだけでは判断ができないものというべきです。

また、詐術があったと認められる場合でも、相手方が行為能力者(成年)だと信じたことが必

要です。詐術があったとしても相手方が未成年者だと知っていれば、そのような相手方を保護する必要はないからです。

(2) 契約の相手方の催告権・法定追認など

未成年者との契約が取り消されるかどうか不確定な状態から契約の相手方が解放されるため、未成年者契約の相手方は一定の期間を定めて法定代理人に対し、取り消すか追認するかの確答を促すことができます(20条)。その期間内に確答がない場合で、法定代理人に対して催告しても確答が得られない時は追認したものと見なされます。ただし、未成年者に対して催告をしても催告自体が無効とされます。

また、追認できる状況となった後に一定の行為があれば追認したものと見なす法定追認(125条)や取消権は追認できる時から5年で消滅する期間制限(126条)もあり、契約の相手方の不安定な地位を速やかに確定するような制度も設けています。

コラム

未成年者と電子商取引

経済産業省の「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」(以下、準則)では、「未成年者による意思表示」という論点で、未成年者取消がいかなる場合に認められるのかを解説しています。準則では、これまでに述べたような未成年者契約の取消しの基本的な理解を説明するとともに、電子商取引において未成年者取消が具体的にどのような場合に問題となるのかを解説しています。電子商取引は、対面取引のように相手の外見や言動などから未成年者かどうかを容易に判別できません。準則では特に詐術に当たるかについては、画一的判断ができるものではないということを指摘しています。

未成年者のデジタルコンテンツの購入トラブルを抑止するようしくみも事業者によって一定程度取り入れられています。未成年者が利用者であることが契約時に登録されている携帯電話やスマートフォン端末では、電話会社が電話料金とともにゲームの課金などを請求する場合には、課金の上限を設けるなどの高額課金の予防策をとっています。しかし、このように利用者が未成年者であると確実に分かっている場合以外は、端末を操

作している人が未成年者であるかどうかを確認したり課金を予防したりする方法は限られ、利用前に注意喚起の言葉を表示したり、事前に登録したパスワードなどの情報と照合したり、生年月日等の個人情報の入力などで確認するなどの手段くらいしか考えられていないので、現状では未成年者が成年者になりすますことを完全には防ぐことができません。

準則では、電子商取引の現状に鑑みて、未成年者が成年を装って生年月日や年齢を入力したことのみによって詐術を用いたと判断されるものではなく、未成年者の具体的年齢、商品・役務の性質、商品などの対象者、事業者が設定する成年・未成年者の判別のための画面構成・しくみなどといった個別具体的な事情を考慮し、実質的な観点から判断されるべきものとしています。他方、トラブル予防のためには未成年者を監督すべき地位にある法定代理人(親)も未成年者が成年者になりすましたり、親に無断でクレジットカードを使って電子商取引をしたりしないように十分に注意することも必要です。